

福島県知事 佐藤雄平 様

### 義援金の配分にかかる要望

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対して日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会およびNHK厚生文化事業団を通じて全国各地から寄せられた義援金を被災都道府県に配分するため、4月8日（金）に「義援金配分割合決定委員会」が開催され、義援金の配分金額（※）について決定されたとともに、今後、本委員会において各県毎の総額を検討されると聞いております。

- (※) 死亡・行方不明者：一人当たり 35万円  
住宅全壊：一戸当たり 35万円  
住宅半壊：一戸当たり 18万円  
原発避難指示・屋内退避指示圏：一世帯あたり 35万円

当町においては被災の翌日に、被害の確認、被災者の捜索もできないまま原子力災害に伴う避難を余儀なくされた経緯から、県に対する死者・行方不明者、住宅の全壊・半壊の報告も十分できていません。

以上の事情を踏まえ、各県毎の総額を検討する際、浪江町として以下の点を強く要望いたします。

#### 1. 死者・行方不明者の取り扱い

3月11日以降に死亡し、市町村がその事実を確認できている者及び市町村が存否を確認できていない、いわゆる行方不明者をすべて義援金配分の対象とすること。  
(浪江町：186人)

#### 2. 住宅全壊・半壊の取り扱い

各市町村から、再度住宅の全壊・半壊のおおよその戸数を福島県に登録させ、その数字をもとに総額を決定すること。

(浪江町：津波による全壊593戸)

(地震による全壊おおよそ50戸・半壊おおよそ200戸)

#### 3. 原子力被災者の取り扱い

避難指示が出ている区域（20km内）及び屋内退避の区域（20km～30km）の世帯に限定せず、高い放射線量が検出されたことによる被害を受け、市町村として避難指示を出している地域のすべてを対象とすること。

(浪江町全域：7,765世帯)

4. 義援金の配分方法にかかる確認

死亡・行方不明、住宅全（半）壊、原子力被災の全ての要件に当てはまる者については、最大115万円（35万円×3要件）の給付が受けられることを明確に確認いただきたい。

以上を踏まえ、福島県に配分される義援金の総額を検討されますよう、強く要望します。

平成23年4月12日

浪江町長 馬場 有

